

外国人観光客誘致を支援します!!

民間事業者・団体による外国人観光客誘致のための事業に対し、必要費用の一部を助成します。

対象事業 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のあるもの

事業実施主体	補助対象経費	補助率	限度額
(1) 島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者 (2) 上記事業者により構成される団体等 <small>※旅費は、地方公共団体から出資を受けている団体等は対象外</small>	(1) 情報発信ツールの整備に要する経費（新規作成のみ） (2) 案内表示・看板等の多言語化等の施設整備に要する経費 (3) 外国人観光客に対するオンデマンド交通運行に要する経費 (4) その他外国人観光客受入体制整備のために必要と認められる経費	1/2	50万円
	(5) 海外へのプロモーションに要する経費 (6) 外国人向けコンテンツ開発・販売に要する経費（新規作成のみ）	1/2	20万円

※補助対象事業実施の20日前までに申請が必要。

※海外へのプロモーションに要する経費を申請するにあたっては、プロモーションに係る資料等が整備されていること。また、対象地域は、韓国（ソウル特別市及び釜山広域市）、台湾、中国（上海市、北京市、広州市）、香港、タイ（バンコク）、ベトナム、シンガポール、フランス並びにその他必要と認める地域とし、同一事業実施主体による申請は、年度内に4回を限度とする。旅費については、当該経費の1/2または訪問回数に5万円を乗じた額のいずれか低い方とし、国、地方公共団体から出資等を受けている団体は補助対象外とする。

※同一事業者による申請は、対象事業(1)～(6)を合算して50万円以内とする。

◆◆各補助対象経費の例と対象項目◆◆

(1) 情報発信ツールの整備に要する経費

【例】 多言語パンフレット、HPの作成
Googleビジネスプロフィールの登録

対象項目:

- ①パンフレットの版下作成経費
- ②ホームページデザイン作成経費
- (日本語部分、既存のものの軽微な修正は対象外)
- ③翻訳料④印刷製本費(増刷は対象外)
- ⑤Googleビジネスプロフィール登録代行手数料

(4) その他外国人観光客受入体制整備のために必要と認められる経費

【例】 外国語研修会の開催

- 対象項目: ①講師謝金②講師旅費
③資料作成経費

(2) 案内表示・看板等の多言語化等の施設整備に要する経費

【例】 案内表示・看板等の多言語化

対象項目:

- ①看板の作成及び設置費用②翻訳料
- (屋号の表示にとどまるもの、老朽化による修理は対象外)

(5) 海外へのプロモーションに要する経費

【例】 旅行博への出展、旅行会社へのセールス

- 対象項目: ①ブース出展料②通訳料
③旅費(交通費、宿泊費)
④配布資料等の作成経費

(3) 外国人観光客に対するオンデマンド交通運行に要する経費

【例】クルーズ客船用シャトルバス運行

対象項目: ①バス借り上げ経費

(6) 外国人向けコンテンツ開発・販売に要する経費

【例】 モニターツアー、海外向けOTA登録

- 対象項目: ①ガイドツールの翻訳料
②外国語対応ガイド育成費
③モニターツアー経費
④OTAへの掲載内容翻訳料
⑤海外向けOTA登録作業代行費用

この補助金は、外国人観光客誘致のため行われる各種の取り組みに対し補助金を交付することにより、民間事業者及び団体等の参入を促し、外国人観光客誘致のための基盤づくりを促進することを目的としています。

【お問い合わせ先】島根県商工労働部観光振興課 谷口

松江市殿町1番地 TEL:0852-22-5579 FAX:0852-22-5580 MAIL:kanko-inbound@pref.shimane.lg.jp

事業の詳細、申請様式につきましては、ホームページをご覧ください。

島根県 観光振興課

検索